

明代中後期、珠江デルタの沙田・鴨埠・魚埠

岸, 和行
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24615>

出版情報：九州大学東洋史論集. 19, pp.85-122, 1991-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明代中後期、珠江デルタの沙田・鴨埠・魚埠

岸 和 行

はじめに

一 沙田

- 1 沙田の開発と農業
- 2 沙田をめぐる争奪

二 鴨埠

三 魚埠

- 1 漁業に関わる各種の埠
 - 2 蛋民の里甲制
 - 3 明代中期以降の趨勢
 - 4 埠の霸占
- おわりに

はじめに

珠江デルタは種々の側面で一体性を持つ一個の地域として捉えられよう。広大な中国社会は伝統的に強固な統合性を保持してきたことは事実だが、その内部には豊かな個性を持つ多数の地域が包含されており、珠江デルタもその一つである。中

国社会とはそうした地域の集合した複合社会であつたと捉え直すことが可能であろう。近年単に地域性を配慮するというレヴェルを越え、如上の地域の存在を強く意識した地域研究が中国社会を解明するための方法として重視されるようになり、中国明清史研究においても従来江南デルタ中心を脱して多様な地域が取り上げられつつある。明清期の珠江デルタを対象とする研究も、ここ十年來地道な研究が積み重ねられており、地域の個性が次第に明らかになりつつある。

珠江とは東江・西江・北江の総称である。この三江はそれぞれ広東省の東部、西部、北部の三方からデルタ部へと流れこみ、東江の下流域に東江デルタ（頂点は石竜・黄埔・虎門）を、西北両江の下流域に西北江デルタ（頂点は三水・崖門・虎門）を形成する。珠江デルタとは、この両デルタの複合デルタとして存在する。三江はデルタ部に入ると多くの河道に分かれ、やがて八箇所の海門（虎門・蕉門・洪奇瀝・横門・磨刀門・鷄啼門・虎跳門・崖門）を通じて海洋に注ぎ出す。

珠江デルタの生態環境は、右のような河や海といった水の領域を重要な構成要素としていた。人間の生産活動において資源利用が行われる場を資源空間と呼ぶとすれば、珠江デルタの水の領域ないしはその近傍に存在した資源空間として、沙田・鴨埠・魚埠の三者を挙げることができる。明代中期以降、これらの場において開發や霸占などの形で資源の獲得をめざす動きが活発化する。本稿ではこの歴史過程の分析を行うが、特に以下の諸点に留意しつつ論を進めることとしたい。第一に、この動きが如何なる存在によって担われ、そこに如何なる社会結合が認められたか。第二に、この動きが郷紳の地域支配とどのようにに関連していたのか。第三に、この動きが水の領域に生きた地域内少数集団たる蛋民に如何なる力を加えることになったのか。

沙田・鴨埠・魚埠のうち沙田については、松田吉郎氏⁵が明末清初期を、西川喜久子氏⁶が清代中期以降を取り扱い、すでに一定の研究の蓄積があり、本稿の沙田に関する叙述も両氏に負う所が大きい。では鴨埠・魚埠についてはどうだろう。重田徳氏の「郷紳支配」論を参照しつつ珠江デルタ郷紳の地域支配の全体像の描出を試みた松田氏は、万曆「新会県志」巻之二、食貨略中の「海利」に関する記述を引き、郷紳が沙田のみならず「蛋民の生業である魚介類の採集」なども支配下に組み入れていたと論じ、郷紳による「広大な地域的諸生産支配」の一例証としており、本稿で扱う魚埠の問題にも注意を払っているものの、なお端的・部分的な言及に止まっており、その全貌は具体的に明らかにされてはならず、郷紳の支配という点も実態に踏み込んだ検証が必要であろう。次に西川氏は、沙田研究を一步押し進め、清末に現れる沙骨なる用語に着目し、

これがほぼ鴨埤・禾虫の埤・漁蝦埤などを内容とする沙埤（本稿の鴨埤・魚埤の部分に重なる）に相当するとする。このように氏は視野を沙田そのものからその周囲の海浜に存在する沙埤に拡大していくことにより、沙田をより全体的・包括的に把握しようとするのである。そして沙埤の歴史的来歴を辿るべく、沙埤の中でも特に鴨埤について考察を行っている。

珠江デルタの空間領域は、大きくは水の領域と他方の陸の領域の二範疇に分けることができよう。本稿では沙田・鴨埤・魚埤の三者を水の領域に関わる資源空間として一纏めに捉え、明代中期以降資源の獲得をめざす動きが陸の領域から水の領域へと徐々に拡張していったと見る立場から、三者を一括して取り上げることとする。

一 沙田

沙田とは、「沙田在大海中」（嘉靖『香山県志』卷之二、民物志第二、田賦）とか「沙田皆海中浮漲之土也」（沙田者海中之洲島也）（霍韜『霍文敏公全集』卷之十下、両広事宜）などあるように、デルタ河口部の海域において海中から浮漲して生成する土地を言う。それは、①所謂「西海十八沙」（香山県・欖都）・「東海十六沙」（同黄旗都）、②新会県の磨刀門へ注ぐ一帯、③東莞県の東江河口、の三河口に集中していた。以下、明代中後期の沙田に関わる問題を検討しよう。

1 沙田の開発と農業

珠江は河流が含む泥沙の沈澱量が豊富なため、沙田は自然状態でも緩慢ながら一定速度で生成しえたが、明代中後期においては、松田吉郎氏¹⁰が指摘する如く、「毎西水東注、流塊下積、則沙渾漸高、植蘆草其上、混濁凝積、久而成田」（嘉靖『香山県志』卷之一、風土志第一、土田）とか「今則淤為沃壤、望不可極。厓門以内、猶然浩渺、歲受西水、種荻積汚」（万曆『新会県志』卷之二、食貨略）とあって、沙田に蘆や荻を植えて泥沙の堆積を促進することにより、沙田生成の加速化が図られていた。ところで、沙田の造成法については、清代の乾隆期以降を主に考察した西川喜久子氏¹¹が、順徳県の郷紳竜廷槐が記した一文をもとに、嘉慶期ごろの沙田造成法を詳細に紹介している。それによると、当時の沙田は、同治年間ごろから普及し始める围田とは区別される潮田であり、沙影^①→水坦^②→草坦^③→潮田という段階を踏んで、数十年の長年月を費し

て、造成がなされた。①③の過程で如何なる人工力が加えられたかを簡単に見ると、①ではまず石基が海底に沈められ、次いで硬泥基が積まれ、②では蘆や荻が、③では草が植えられた。この竜廷槐が記す沙田造成法に比し、前引の二地方志が記すそれは内容が簡略で、僅かに②の部分に言及しているのに止まる。管見の限り、これを補う史料を見出しえない。西川氏によれば、①のうち石基の使用はほぼ乾隆期以降であろうとされており、概して、明代中後期段階の沙田開発は、清代中期以降に比べればなお小規模に止まっていたと推定すべきだろう。

さて、熟田化の終了した沙田では、如何なる農業が営まれていたのだろうか。明代中後期の沙田農業をも反映させている屈大均『広東新語』巻二、地語、沙田の項を検討してみよう。まず、陰暦の（以下同様）二月下旬から五月にかけて、稲の苗の植え付けが行われる。デルタの河口部に集中していた沙田は、沙田農民の既存集落から相当離れた位置に在った。沙田農民は、二月下旬になると、「航海來耕」（嘉靖『香山県志』巻之二、民物志第二、田賦）と言うように、大船に牛犂を積んで、河口部海域の真只中に在る沙田へと赴いたのである。稲の品種には、交趾（ベトナム）の種である秋分・白露・霜降などや赤粘（大粘）が選ばれるが、特に赤粘が多く植えられ、鹹鹵の地である沙田には好適であるという。この種稲の期間中、沙田農民は数戸の農家が合同して船上生活を送る（皆以大船載人牛、合數農家居之）。この大船には、耕牛も載せており、その大きさが察せられる。以上の種稲は五月には了り、家に帰るが、七、八月になると、再び沙田へ赴き、篋箔という仕掛けを用いて、魚・蝦・蟻・蛤・螺・蚌といつた水産物を採捕して、乾物にして帰ることとなる。これは沙田農業を補う重要な副収入となっていた。さて、秋の八・十月には、收穫期を迎える。先述の稲の諸品種は「兼種」されており、月々の收穫が可能であったが、いづれも「一熟」即ち一年一期作なのであり、一年二期作或は三期作を常態とする沃野平原部の所謂「洋田」に比べれば、地味はなお劣っていたと見るべきか。

2 沙田をめぐる争奪

沙田は海域の真只中に在ったため、その開発や耕作には一定の艱苦を伴わざるをえなかった。また、沙田開発は長期に及び、相当な資本投下を必要とした。こうした点は、沙田の不利点と言えた。しかし、有利点も少なくなかった。まず、沙田

では水産物を採捕することができた。それに、何よりも、海中から浮張する土地である沙田は元來税業の存在しない無主の地であり、また、将来的には母沙から子沙が浮生し拡張が可能であった。結局、沙田は不利点を抱えながらも、有利点が勝り、総合的には「其利頗多」（嘉靖『香山県志』卷之一、風土志第一、土田）という評価を与えられていた。

南海県の大郷紳霍輶が生きた明代後期には、東莞・香山・順德などの諸県で、沙田をめぐる争訟が頻発していた。霍輶は『霍文敏公全集』卷之十下、両広事宜において、

今也香山・順德又南海之南、洲島日凝、与気俱積、亦勢也。頑民利洲島、交利互争、訟所由禁、有司所不能断者也。

と述べ、現在、南海県の南に位置する香山県、順德県では、沙田の造成が進展し、「頑民」はこの沙田を利として争訟が絶えず、官も適切に処置していない、と嘆いている。ここで一つ興味深いことは、霍輶が『論語』を引用して比喩していることである。即ち「語曰、一兔在野、衆共逐焉、無主故也。積兔在市、過而不問、有主也。海中沙田、野兔之類也。其争也、逐兔也」と述べ、海中の沙田は野に放たれた無主の兔の如きもので、沙田を争うことはその兔を逐うのに等しい、と言う。沙田が地域の激しい争奪の的となつたことを汲み取れよう。さて、沙田をめぐる争訟の頻発に対し、霍輶は以下のような二つの解決案が有つたことを紹介している。第一案は、沙田の争訟が起こされた場合、官の冊籍を調査し、報税が行われていれば「水業」を給し、無籍のものは没収する。第二案は、争訟が持ち上つた沙田は、全て残らず官に没収する。霍輶自身は、第二案に賛同している。

ところで、沙田の争訟においては、沙田の所有権を取得（官の冊籍に登載）するために、如何なる方法が用いられたのだろうか。嘉靖『香山県志』卷之一、風土志第一、土田に「豪右寄莊者、巧立名色、指東謂西。母子相連、則截而奪之。争訟至于殺人、反為吾邑之患也」とあり、「豪右寄莊者」が、同一の沙田に対し異なる沙名を立てることにより、或は、母沙の裙に浮生した子沙に対し、所有権の取得申請を行い、争訟から殺人が起こることもあり、反つて我が県の患と為つている、という。そして同県志は、特に同一の沙田に対し異なる沙名を立てるという方法が弄されるのを防止するために、「北海諸沙名」として35の沙名を列記して沙名の確認を行い、末尾に「蓋海面雖鉅、止有此數。外此而名者、皆侵截之故爾」と付記して念を押している。

次に、沙田争奪が如何なる存在によってなされていたのかを考えてみよう。かの霍輶は、「頑民が沙田を利として争う」

と述べていた。「頑民」には広く地域の民衆一般を想定することが可能だが、一方で、他の地方志類では、「豪右寄荘者」や「豪門・貴客」(万曆『新会県志』巻之二、食貨略)が沙田を奪おうとするとわれ、現実には地域の有力者が沙田取得を有利に展開していったと見られる。ここで、明末順徳県の郷紳陳邦彦の一文を検討してみよう。陳邦彦は、当時のこの地域における「豪右」の「侵漁」の最たるものとして、沙田一帯での「占沙」と「搶割」の弊を挙げる。『陳巖野先生集』巻一、禁侵漁に、まず、

臣郷田多近海、或数十年輒有浮生、勢豪之家以承餉為名、而影占他人已成之稅田、認為己物。業戶畏之而不敢爭、官司聞之而不能直。此所謂占沙也。及至秋稼將登、豪家募召打手、駕駛大船、列刃張旗、以爭新占之業。其後輒相摸倣、雖夙昔無因者、皆席捲而有之。耕者之少不敵搶者之多、甚或殺越折傷而不能問。此所謂搶割也。

とある。彼の郷里では田の多くが海に臨んでおり、数十年で浮生することもあり、「勢豪之家」は「承餉」を名目に、他人の已に熟田化した稅田を「影占」し、自己の物と見做している。業戶は畏れて争おうとはせず、官司も糾すことができない。これが所謂「占沙」である。また、秋の穂が実ろうとするころになると、「豪家」は「打手」を雇い入れ、大船を操って、武器を並べ旗を張り、稲穂を奪い取っていく。その後ますますこれに追隨する者が増え、過去に因縁の無い者までもが、皆土地をおさめ取ろうとする。耕す者は奪う者に数の上で敵わず、殺傷に至っても追求すらできない。これが所謂「搶割」である、という。ここでも、やはり「勢豪之家」や「豪家」が「占沙」や「搶割」を行っていたとする。しかしながら、陳邦彦は続けて、

斯二者、小民積怨深怒、皆歸咎於郷紳。郷紳讀書知義理、受國深恩、其身為不肖者固無幾耳。乃其間、或子弟・僕從之蒙蔽而不及知、或戚屬・奸徒之詐冒而不可詰。小民赴訴其門、則主人如帝、門者如鬼、未嘗為之深察其顛末。

と述べる。小民は怨みを重ね怒りを深め、皆その責任を郷紳に帰するが、郷紳は勉学に勤んで道理をわきまえ、国家の深恩を受け、その身が不肖である者は元々どれほどもない。郷紳は、その間、「子弟」や「僕從」が不正を隠蔽するため真相を知らされず、また、「戚屬」や「奸徒」が「詐冒」をはたらいとも追求できない。小民は郷紳に直訴するが、主人は皇帝の如く鎮座し、門番は鬼神の如く振る舞い、今まで一度もその顛末を調査したことがない、という。以上から、「占沙」や「搶割」は、直接的には、「子弟・僕從」や「戚屬・奸徒」によって実行されていたことが判明する。「子弟」は、郷紳の家

の子弟だが、当時の「子弟」の用例からすると、郷紳が属する同族内の族人を指すと解することもできよう。「僕従」は所謂奴僕で、郷紳と主奴関係を結んでいる者である。「戚属」は、母方や妻方の一族である。「奸徒」は、以上の三範疇に属さない種々の活動に従事する地域の民衆を汎称していると考えられる。

かつて川勝¹⁵守氏は、州界範圍の地域支配を行った蘇州府崑山県の大郷紳徐乾学一族の権力構成を詳細に分析し、その権力には(A)宗族・姻戚、(B)奴僕・棍徒、(C)門生清客・土官猾吏(地方官・胥吏・衙役)が参加していたことを指摘したことがある。これまでに述べてきた、珠江デルタ郷紳の権力を構成する「子弟・僕従」「戚属・奸徒」は、このうちの(A)と(B)の部分に相当しており、「子弟」↓宗族、「僕従」↓奴僕、「戚属」↓姻戚、「奸徒」↓棍徒、珠江デルタ郷紳の権力構成と江南郷紳のそれとはほぼ類似していることが確認されよう。

その権力構成の中心部分をなしていたのは、言うまでもなく家である(ここで謂う家とは、「子弟」の解釈とも関連して、個別家族としての家のみならず、拡大家族としての家つまり同族の場合も含む)。「子弟・僕従」はこの家の内側に存在し、「戚属・奸徒」はその外縁に位置していた。ここには郷紳を核とする同心円構造がある。即ち、「子弟・僕従」が家という一つの同心円の内側を占め、「戚属・奸徒」がその外縁の二つ目の同心円に位置するという構造である。ここで注目したのは、後者の存在である。次節以下にも郷紳の家の外縁に位置した地域の民衆が登場する。第二節における「畜鴨之民」や第三節における埠の霸占を直接に実行していた「奸人」が、それである。彼らはこの同心円構造の中で言えば「奸徒」の部分に位置する存在であったということになる。

二 鴨埠

鴨埠に関しては、かの霍韜が詳しい記述を残している(『霍文敏公全集』巻之十下、両広事宜)。以下、これに基き、他の地方志なども参照しつつ、考察を進める(叙述は特に断らぬ限り、霍韜による)。

香山・順徳・番禺・南海・新会・東莞といった珠江デルタの諸県では、鴨を飼育すること(畜鴨)が盛んであったが、これは珠江デルタの河川沿岸一帯の農民と「畜鴨之民」との間に、一定の共同体的慣行が成立していたからであった。珠江デルタの河川沿岸の田には、蟛蜞と呼ばれるどろが、が発生し(「海濱田産蟛蜞」)、稲の芽を食い荒して農害と為ることが甚

しかつた。鴨はこの蟊螟を好んで食したので、これを利用して「田溝」において鴨に蟊螟を食させ（「初飼以小魚蝦蛄、稍長縦之田溝間、使食蟊螟」¹⁸）農害を防ぐという慣行が成立した。実は、鴨も稲を食うのを好んだが、稲については、收穫後に田中で落穂を食させるというのが取り決めであった。即ち、鴨に、收穫前は蟊螟を、收穫後は落穂を食させるという慣行が、「畜鴨之民」と農民との間に成立していた。この共同体的慣行が遵守されている限り、農民、「畜鴨之民」いずれにとつても、利益は大きかつた。鴨埤とは、以上のような蟊螟の生息する田溝や落穂の存在する田中など、鴨を飼育することが可能であるような一纏まりの場を指していると考えられる。

現在、香港芸術館に、19世紀中葉の庭呱（閩聯昌）の作と伝えられる、「養鴨艇」と題した、非常に写実的な彩色絵画が残されている。これを見ると、簀の子で作つた鴨の収容室を舷側にぐるりと横付けしている。この様は、文献上でも、例えば民国期の史料だが「飼鴨者、編竹為排、橫駕船面、容鴨五六百、曰鴨排」²⁰とあつて確認することができ、鴨の収容室は鴨排と呼ばれ、ここに五六百羽の鴨が容れられた。この養鴨艇は、16世紀後半実際に数週間広東に滞在した経験を持つポルトガル人ドミニコ会士ガスパール・ダ・クルスの目にもとまり、その著『十六世紀華南事物誌』（一五六九年―七〇年刊）の第九章「この国にある船舶と舟艇について」において、畜鴨の一端が活写されている。クルスによれば、養鴨艇は「たくさんの家財をしまえるような大部屋もある」大船で、「こういう船に住む人たちの資産はかなりのものだ」という。さらに、船上には前述の鴨の収容室が備えられ、そこに収めた二、三千羽の家鴨が長時間をかけて「上になり下になりながら統々と（水面に）出てゆく」様は実に見応えがある、ともいう。クルスはこの一文の末尾を、「どの河にもこのような舟がさわめてたくさんあるので、処々方々でこの食糧（家鴨）はたつぷり供給される」という言葉で締め括っている。「畜鴨之民」はこの養鴨艇で水上を縦横に移動しつつ、鴨埤において畜鴨を行ったものと見られる。蟊螟が生息する「田溝」は「海濱田」におけるそれであり、俗に「清水埤」（埤＝埤）とも呼ばれていて、河水の近傍に位置していた。

「畜鴨之民」に対しては、明初洪武年間以来、「鴨埤之制」と呼ばれる制度が施行されていた。その要点は、第一に、「有恒産者」を選んで埤主に就け、「畜鴨之民」を統御させ、第二に、鴨埤を鴨埤の図と呼ばれる地域区画に分け、区内の各鴨埤を埤主に管轄させるという点にあった。この「鴨埤之制」を通じて、まず鴨埤米の徴収がなされた。²⁴嘉靖『香山県志』巻之二、民物志第二、雜賦に「尚有一項鴨埤米者。洪武中、老軍闡民養鴨、所食滯穂之田、令其認米、自一石而上永為定業、

凡八十九石五斗七升」とあり、一石以上鴨埠米を納めた場合に、永遠に「定業」とされた。各図の埠主は、図内の「畜鴨之民」から鴨埠米を徴収して官に納入したものと見られる。「鴨埠之制」はまた、「畜鴨之民」に先述の農民との共同体的慣行を遵守させる上でも重要な機能を果した。即ち、「畜鴨之民」は鴨を放して蟊螟や落穂を食させることのできる範囲をそれぞれの属する図の範囲に限定されており、「畜鴨之民」がもしこれに違反してその範囲を越えれば、その苦情がまず彼を管轄している埠主に寄せられ、ついで埠主がその責任を彼に追求するという手順での責任追求の制度が設けられていた。

ところが、以上の「鴨埠之制」は、成化年間以降、「畜鴨之民」と郷紳の家とによって破壊されてゆき、深刻な社会問題となった。『霍文敏公全集』巻之十下、両広事宜に、

成化年間、韓都御史不知鴨埠乃所以利農也、疑埠主為豪戸侵牟小民之利者也、革去埠主、聽民自畜鴨焉。利細民也、細民聚党駕船于曠莽之地、縱鴨踐食農民之稻、大為民厲。官司惡鴨之病民也、禁畜鴨。歲八九月、撫巡官督州県官捕畜鴨之民。然而畜鴨之民以鴨為命、合党併力、以拒官兵、或賄諸仕宦之家、為之淵藪主。官兵如獲畜鴨之民、則民無保家之望。如脱而不獲也、則遁而為盜。地方遂日多故矣。

とある。成化年間、都御史韓雍²⁵は、鴨埠が農業に利するものであることを知らず、また、埠主は小民の利を貪る「豪戸」であろうと疑い、埠主を廃して、民が自ら畜鴨することを許した。これは細民に利するものであったのか、細民は党を聚めて「曠莽之地」に船を操り、鴨を放つて農民の稲を食させたので、大いに民害となった。官はこうした事態を憂慮して、畜鴨を全面的に禁ずるに至った。同年八九月に、撫巡官は州県官を促して「畜鴨之民」を捕えさせた。これに対し、鴨を生きる糧としていた「畜鴨之民」は、党を集めて力を併せ、官兵に抵抗したり、或は郷紳の家（「諸仕宦之家」）に賄賂を送って淵藪の主とした。官兵が「畜鴨之民」を獲えれば、彼らには家を保つ望みが無くなり、逃がして獲えなければ、「盗」と為る。かくして地方は日ごとに多難となった、という。その後、大部分の後続文によれば、正徳年間、広州府知府曹瑒²⁶は、積弊を熟知し、巡撫陳金の議に従い、洪武間に施行された「鴨埠之制」を復活させ、地域区画を定めて図を作り、その法は極めて詳密で、百世にわたって式うべきものであったが、広東副使吳廷挙²⁸は、曹瑒と意見が合わず、竟にその法を解体してしまったという。以上のような経緯を踏まえて、嘉靖期の人である霍韜は、以下のように言う。即ち、久大の利を図るために、「曹守鴨埠之法」を復すべきである。「曹守之法」は取りも直さず「洪武之法」であり、ただ「故籍」を調べて挙行しさえ

すれば、自ら善を尽しており、改めて方法を講ずる必要は無い、と。さらに、霍韜は、「曹守之法」における埠主と凶の効用についてふれ、埠主を置くことで「頑民」である「畜鴨之民」を統御することができるようになり、凶を作ること为先述の農民との共同体的慣行を「畜鴨之民」に遵守させ、同時に、「畜鴨之民」を海賊に対する防衛に当たらせることも可能となる、と述べており、結論として、従って「曹守鴨埠之法」を復すべしとする。

以上のように、洪武年間に定められた「鴨埠之制」は、洪武・永楽・宣徳の間は十全に機能していたが、成化年間ごろから解体し始め、正徳年間には一時回復が試みられたものの、その趨勢を押し止めることはできなかったと言えよう。それでは、「鴨埠之制」を解体に導いた原動力は、一体どこに在ったのだろうか。それを解く鍵は、成化年間の「畜鴨之民」の行動の中に隠されている。彼らは党を聚めて「曠莽之地」に船を操り、鴨を放つて農民の稲を食させた。つまり、この時、彼らは「鴨埠之制」における凶という空間的な制約を突き破って、より広い範囲での自由な畜鴨を求めたのである。彼らのこの欲求こそが、「鴨埠之制」を解体へ導いたと言えよう。このさい、彼らは自らの目的を達するために、郷紳の家と結び付いていった。霍韜は、すでに紹介した部分に続けて、

曹守鴨埠之制、若遂行焉、畜鴨之民惟遵埠主約束也矣、不求仕族為之武羈。蓋仕族武羈為畜鴨之民之淵藪、小利啖之也。宦家子弟、見小利忘厚禍、陰為畜鴨頑民窩主。頑民恃宦家子弟為水山、恣惡無忌。因畜鴨而殘民之稼。民不敢告、曰某宦族主之也。禍固不小矣。復因畜鴨而為劫盜、蹤跡張白、則宦族受玷不小矣。故鴨埠制行、則民有定業、埠有定主、不附麗宦族為之庇覆、宦族子弟亦得寡過、保全衣冠之策也。惟宦族不知其為保全門戶之利也、必毀曹守之凶以遂其私。又曰、如立埠主、則畜鴨之利、埠主尸之。因而妬忌之、遂皆曹守之策。此則不思甚也。

と述べる。「曹守鴨埠之制」を遂行すれば、「畜鴨之民」はただ埠主の拘束に従い、「仕族」が自らを「武羈」する（実力で繋ぎ止める）ことを求めたりはしないであろう。思うに、「仕族」は「武羈」して「畜鴨之民」の淵藪となり、小利を得ている。「宦家」の「子弟」は、小利を見て厚禍を忘れ、陰かに畜鴨の「頑民」の窩主となっている。「頑民」は「宦家」の「子弟」を後循にして、悪事を恣にしてはばからない。例えば、畜鴨にともない民の稲を食い荒させるが、民が訴え出ることはなく、「某宦族」が窩主であるからと言うのみであり、禍は固より小さくない。また、畜鴨にともない盗賊となるが、その行跡は多方面にわたり、「宦族」がその名を傷付けられること小さくない。従って「鴨埠之制」が行われれば、民には

「定業」があり、埠には「定主」があり、(「頑民」は)「宦族」に「附麗」し(結び付き)て庇護を求めることはなくなり、「宦族」の「子弟」も尠少なきをえ、「衣冠」の本分を保つことができる。ただ「宦族」は其れが(民の)各々の家の利を保つためのものであることを知らず、「曹守之凶」を解体して私的な利益を追求しようとする。また、もし埠主を立てれば「畜鴨之利」は埠主によって奪われてしまふと称して、埠主を妬み、遂には「曹守之策」に批難を浴びせるようになる。これは思い至らぬことの上ない。以上が霍韜の指摘する所であるが、すでに明らかのように、「畜鴨之民」と郷紳の家(「仕族」「宦家」「宦族」との間には、一定の強固な結合関係が存在していた。「畜鴨之民」は郷紳の家と結び付いてそれを窩主とし、その勢威を後循にして活動を展開した。その活動は具体的には鴨に農民の稲を食い荒させたり盗賊的な行動を取った。りするとということであったが、「悪を恣にする」と言われているように、官によって反社会的と見做され弾圧の対象とされた。「畜鴨之民」はこの弾圧を回避するために、郷紳の家を窩主としその庇護を受けざるをえなかつた。一方、郷紳の家は「畜鴨之民」を自らに繋ぎ止めその窩主となることを通じて、「畜鴨之利」の一定部分を収取しようとした。その欲求は極めて苛烈であり、「鴨埠之制」の下における旧来の埠主と対抗しつつ、「曹守鴨埠之凶」を解体させ、あくまで私的な利益を貫徹しようとしたのである。

三 魚埠

珠江デルタの空間領域を陸の領域と水の領域の二範疇に分けるとすれば、沙田とは、陸の領域を水の領域に向かって拡張していこうとするとき、水の領域内に造られる一種の飛び地であった。一方、鴨埠は、水の領域に近接する位置には在ったが、やはり陸の領域に属するものであった。これに対し、本節で取り上げる魚埠²⁹を始めとする漁業に関わる各種の埠は、水の領域そのものの資源空間であった。

1 漁業に関わる各種の埠

本項では、漁業に関わる各種の埠(本節では、以下、繁雑を避けるため、単に埠と言う)の内容を見ていくこととする。

魚埠とは、漁場となる一定範囲の海面ないしは河面を指す。『広東新語』などの諸文献には魚埠に関する纏まった記載を見出すことはできないが、新安県の宗族黄氏の族譜たる『黄氏族譜』（同治十一年刊、廣州中山図書館蔵）の図形（地図）の部分には、計七葉にわたって黄氏所有の漁場が、魚埗（埗Ⅱ埠）という名称で図示されている。黄氏の新安県における魚埠所有の詳細な紹介は稿を改めて行う予定だが、黄氏は、明代の宣徳八年以来、二世祖以来の祖地で県城に近い南頭を中心に、赤柱・長洲・担杆洲といった現在の香港とその南方の島嶼部にかけて、新安県の相当広い地域に、魚埗の所有を拡大してきた。

罾門とは、所謂四つ手網、チャイニーズ・ネットのことをいう。『黄氏族譜』中の図形には、海岸沿いに罾門が設置されている模様を示す絵が書き込まれている。現在でも、東莞県から宝安县（旧新安県）にかけての沿岸には、点々と見られる。魚苗とは、稚魚のことで、魚花・魚秧・魚種などとも呼ばれた。以下、屈大均『広東新語』卷二十二、鱗語の魚花・養魚種・魚牌・魚餉の各項を参照して述べる。西江の上流の南寧左江（郁江）・柳州右江（柳江）・桂林府江（桂江）で巨魚が散卵した卵が、孵化して稚魚となり下流へ下ってくる。そのうち撈採の対象となる稚魚は、池塘での養魚に耐える鯿・鱾・鰻・鰱の四種に限られるという。魚苗を撈採する地域は、主として西江の封川（現肇慶府封開県）の水口から羅旁の水口までの八十余里である。魚苗の撈採に西江が適しているのは、北江のように石灰水を多く含んでいず、また魚の住みやすい淵潭が多いからであった。魚苗を採るための罾は、西江の入江状になっている場所（「江水湾環之所」）に仕掛けられるが、こうした場所を魚苗阜（Ⅱ埠）或は魚花歩（Ⅱ埠）と称している。魚苗の撈採に習熟していたのは、南海県の九江村の魚花戸であった。撈採は三月から八月にかけて行われるが、彼らは日没時の落雷（「電脚」）の高低によって雨量の多少と水高の高低を知り、魚苗が西江を下って来るか否かを見定めるといふ。さて、罾の仕掛け方について、魚花の項には「凡取魚花、以苧布為罾。罾尾為一木筐而無底、半浮水上。魚花從罾入至筐、乃杓于船中。罾之状如複斗帳。凡兩重。外重疎、以布四十丈。内重密、以布一丈為之。大步置筐八九十、小歩十或二十。上歩取已、復於下歩取之、其出不窮、然多在江水湾環之所」とあり、苧布で作った罾の尾に一つの木筐を取り付け、半ば水中に浮べて魚苗を導き入れるという。この罾は二重になっており、外側には長さ四十丈の疎な網が内側には長さ一丈の密な網が張られた（この罾は先述の罾門とは別種の網の一種である）。筐は大步の場合八九十個、小歩の場合一二十個が据え付けられた。

次に、蠔（殻）、蟪、白蜆などの介類の埤（塘）³⁰について見よう。時代は降るが同治十一年の番禺県の禁案「番禺県自獵河至東莞虎門禁採蠔殼」（光緒「廣州府志」卷七十四、經政略五）に「蠔殼生於海底、日積漸高、海坭覆之、漸而成坦成田。故自獵德而下至於虎門、所有沿海坦田多係蠔殼基址」とあり、海底に蠔殻が堆積し、海坭が沈殿して、坦田を形成した。これを蠔田と呼んだ。蠔田は珠江デルタの下流域の諸県に多く見られたが、陸上の田の地先に形成されたため、陸上の田を強化する役割をも果していた。道光二年の順德県の禁案「順德県林頭鄉禁採蠔殼」（同上）に「林頭一鄉、四面環海、海面一帶、生有蠔殼盤繞、所有田廬、向藉安堵、每遇西潦亦免沖缺」とあり、四面を水に囲まれた林頭郷の田は、地盤が周囲を取りまく蠔殻によって強固になり、大水が有っても決潰を免れ、田廬は安堵を得ているという。なお、次に述べる蟪や白蜆の塘もこれと同様の機能を持っていた。蠔田においては、天然の蠔の撈採ばかりでなく、原始的な養殖も行われていた。「廣東新語」同上によると、焼き石を海中に投じて蠔を附着させる「種蠔」という方法が取られた。焼き石を用いるのは、寒物である蠔が火氣を得て甘味を増すからだという。「種蠔」は一年に二度繰り返されたが、この養殖蠔は天然の「天蠔」に対して「人蠔」とも称された。蠔の撈採は婦女の仕事だった。「廣東新語」同上によると、彼女らは打蠔歌を唱しつつ、手足で支えた上の字形の打蠔具を沙坦から潮の退いた蠔田に滑らせながら撈採し、採れた蠔は据え付けの筐に入れた。蠔は無論食用に供されたが、蠔殻の方は、「廣東新語」同上に「居人墻屋率以蠔殼為之、一望皓然」とあり、また、民国「開平県志」卷六、輿地略、物産、蠔に「然亦有以養蠔為業者、殻可為灰、糞田結屋用之」とあるように、肥料や墻屋の建造に用いられた。

蟪は広東にのみ産する（蟪の字は広東の土字）。「廣東新語」卷二十三、介語、蟪に「粵故有蟪田、在番禺市底之南。春初取小蟪種之、至冬乃取。故曰蟪田、田在鹹海中、亦曰蟪塘、猶夫白蜆之塘也。蟪与蠔・白蜆・蚶・蚶、雖生於天、亦恒生於人。（中略）蟪凡沙坦皆有。冬月時漁者以足取之、謂之踢蟪」とあり、蟪田は「鹹海中」に在り、蟪塘とも言い、ちようど白蜆の塘のようだという。「蟪ハ凡ソ沙坦皆有リ」と述べているから、沙田地帯では広く産していたことが窺える。

白蜆は、「廣東新語」卷二十三、介語、白蜆によると、番禺県の海中の獅子塔から西江の入口までの約二百余里の間で産する。南風が暖かい風を運んでくる春二三月のころになると、霞が空を覆い白蜆の子が海中に飛落して白蜆が生まれるという俗説を紹介している。白蜆は秋から冬にかけて生育するが、その塘の厚さは数十百丈にも達するという。白蜆の用途は、

食用の他、肥料（「糞田」「壅蔗」）や鴨の飼料（「飼鳧鴨」）などにも及んだ。

最後に、虫類に属する禾虫を検討しよう。万曆『順徳県志』卷之十、雜志第十の禾虫の項によると、禾虫は長さが一二寸の蚕に似た虫である。この虫は、夏秋の間に早晚稻が熟しようとするとき稻の芽から出、潮が満ちてきて田を浸すと、その潮に乗じて海に入るといふ。日中には浮かび夜には沈むが、浮いている間は水面を紫に染める。同上書は続けて「采者預爲布網、巨口狹尾、口有竹、尾有囊。樹於海之兩旁、名爲埤、各有主。虫出則繫網於埤、逆流迎之、張口東囊。囊重則瀉于舟、多至百盤」と述べる。禾虫を採ろうとする者は巨口狹尾の布網を用意し、口に竹を末端に囊を取り付け、禾虫が出てきたら、江の兩岸に立てた杙にこの布網を繫ぎ、口を開き囊を窄める形にして、逆流を利用して導き入れ、囊が重くなれば禾虫を舟に注ぎ入れる、という。この杙を立てた江の兩岸を埤と称し、各々「主」が存在していた。

2 蛋民の里甲制

前項で述べてきた各種の埤で漁業を営んでいたのは、当地の蛋民や漁民である。蛋民とは、言うまでもなく華中南、特に広東・福建の沿海や河川で漁業や水運業などに携わった水上生活者のことである。³¹⁾ 本項では、明朝国家が珠江デルタの蛋民や漁民を如何に把握し支配していたのかという点につき、比較的史料の得られやすい蛋民の里甲制を手がかりに考察したい。蛋民の里甲制に関しては、すでに川勝守氏³²⁾が里甲制研究の一環として香山県における事例を紹介し詳細な分析を行っている。氏によれば、蛋民は里甲に編成され魚課を徴収されることを通じて、国家権力のもとに把握されていたとする。また、中国漁業史を精力的に手懸けてきた中村治兵衛氏³³⁾も、明代の河泊所について検討した中で、里甲などの官によって編成された漁民の組織を、官が漁民を管理するための、河泊所の下部組織と位置付け、その一例として広東における蛋民の里甲制も取り上げている。以下、両氏を参照しつつ、叙述を進めよう。

まず、両氏も引用した西北江デルタの最下流に位置する香山県の場合を見よう。嘉靖『香山県志』卷之三、政事志第三、魚塩（以下、魚塩の項と略称する）に、

河泊所、洪武二十四年額。蛋戸六図、里甲如県制。有大罾・小罾・手罾・罾門・竹箔・寒箔・攤箔・大箔・小箔・大河

箔・小河箔・背風箔・方網・轆網・旋網・布笏・竹笏・魚藍・蠟藍・大罟・竹筴等戸一十九色、二千六百二十戸。毎歳
県差甲首一戸赴所、辦納各色課程。

とある。河泊所所管の洪武24年の定額として、蛋戸は六図があり、その里甲は県制と同様なものであった。蛋戸は使用する
漁具によって、19種類の戸に分類され、計二六二〇戸を登録していた。毎年県は甲首一戸を河泊所に赴かせ、各種の課程
（同県志卷之二、民物志第二、雜賦に挙げる魚課米、魚油、魚膘などを指すと見られる。後掲表2を参照）を辦納させた、
という。以上から、香山県では、蛋民が洪武24年、河泊所の管轄下に、里甲に編成され、以来この里甲を通じて魚課米など
の課程を徴収されてきたことがわかる。

次に、東江デルタの最下流域を占める東莞県に目を転ずると、崇禎『東莞県志』卷之八、外志、蛋に、
洪武初、編戸立里長、屬河泊所、歲収魚課。

とあり、また、康熙『東莞県志』卷三、坊都、蛋社には、蛋社上下十二社の名称と所在地を割注で述べたあと、
明置河泊所、以領蛋戸。沿海蛋民、分為上下十二社、編次里甲、督徵魚課、如県之坊都。

とあって、概括的な記述ではあるが、東莞県でも洪武の初めに香山県と同様に蛋民の里甲の編成が行われたことを知りうる。
ただ、東莞県では、里甲と並んで（或は里甲の上位に）蛋社なるものが設けられており、その詳細は不明だが、地域性に見
合った制度作りがなされていたようである。

以上、珠江デルタの最下流域の二県について、蛋民の里甲の存在を確認してきたが、これ以外の珠江を溯った地域にも、
二三の例を見出すことができる。例えば、香山県のすぐ北に隣接する順徳県では、「水図」と呼ばれる蛋民の里甲があった。
また、東莞県から東江を溯った惠州府には、蛋長という蛋民の里甲の里長があり、やはり里甲の存在が知られる。西江上流
の高要県（肇慶府）にも、同様の事例が存する。これらは蛋民の里甲制が珠江デルタの相当に広い範囲で施行されていたこ
とを窺わせる。なお、広東省潮州府の事例も存する。

3 明代中期以降の趨勢

里甲制を中心とする明朝国家の蛋民支配も、明代中期の成化年間ごろから次第に弛緩し始める。それは以下の諸点に窺うことができる。

① 蛋民の戸数・里甲数の減少

まず、官の把握する蛋民の戸数（以下、繁雑を避けるため、単に蛋民の戸数と言う）の減少が見られる。香山県の場合を検討しよう。魚塩の項に、

成化八年、蛋戸一百八十一戸、口同。自黃寇作耗及後逃亡、併為一凶。今實在一百二十戸。

とあり、洪武24年に二六二〇戸あった蛋戸は、成化8年には一八一戸となり、嘉靖27年（同県志の刊行年）の「今」では一二〇戸に過ぎないという。このような傾向は、何も香山県のみに限られたことではなく、高要県³⁹では、洪武14年の蛋戸数八〇〇戸から「成化間」の一八〇戸への減少が確かめられ、珠江デルタに一般的な趨勢だったようだ。

蛋民の戸数の減少は、蛋民の「逃亡」によると説明されている。しかし「逃亡」と言っても、それは他地域への流移というようなことだけを意味するものではなく、元来の地点に留まっても、官に把握されなくなっていれば、やはり官から「逃亡」と見做されたものと思われる。ところで、「逃亡」後の蛋民は、如何なる場に身を置き、如何なる生業に従事していたのだろうか。幾つかの地方志は、海寇に身を投じていったと指摘する。例えば、康熙『東莞県志』卷三、坊都、蛋社は「自海氛日惡、蛋民之梗者、半入寇中」と言い、嘉靖『惠州府志』卷十四、外志、瑶蛋は「（蛋民）激而亡且盜」と述べる。では、こうした蛋民の海寇化の背景には、どのような事態があったのだろうか。嘉靖『惠州府志』及びこれを補う『天下郡國利病書』第19冊、広東下所載の「惠州志」は、彼らの貧困と河泊所官や蛋長の彼らに対する搾取を挙げる。蛋民の魚課の負担は「逃亡」者の分を転嫁されてすでに増大していたが、蛋長は魚課の徴収にさいして、客商と推定される「悍客」と結託して、「一錢計日累百」というような高利貸的収奪を行っていた。また、万曆『新会県志』卷之二、食貨略には、

如業食繪門蛋民之利、豪猾擄敗。額課不完、負海為盜、固其勢也。河泊所亦幾毀矣。

とある。繪門（＝曾門）の利用を生業として生計を立てている蛋民の利は、「豪猾」（勢豪・猾民）が占拠して奪い取つてしまふので、定額の魚課に未徴が出、（蛋民が）海上に出て「盜」と為るのも、固より自然の成り行きである。また河泊所も幾ど廢屋となつた、という。後述するように、この時期、各種の埠は郷紳などの地域の有力者やこれと結び付く「奸人」らにより霸占されていく状況にあつた。この一文には、埠の霸占が蛋民の海寇化の重要な要因であつたことが示されている。さて、「逃亡」後の蛋民の在り方は、以上に述べた海寇化に尽きるのだろうか。ここで見落されてならないのは、埠を霸占された蛋民の中には、必ずしも直ちに海寇とは為らず、霸占された埠を租佃して漁業を継続している者も少なからず存在していたということである。しかし、彼らはすでに埠を霸占した埠主の私的な支配の中に取り込まれており、もはや官の把握の下にはない。従つて官はやはり彼らをも「逃亡」者という範疇の中で捉えることとなる。その「逃亡」者全体に占める割合は決して低くなかつたと見られる。

蛋民の戸数が減少してくると、蛋民の里甲内の成員数も減少してこざるをえない。里甲成員の減少は、やがては里甲間の合併を促し、全体の里甲数は減少へと向かう。この趨勢を、魚塩の項は次のように概述する。

自洪武至正統初、法度大行、海隅不聳。每歲泊場与農穀互易、兩得其利。故香山魚塩為一郡冠。成化以後、塩額猶夫旧也。額設河泊所六圖里甲、日漸消亡。前此併作一圖。見今惟存九甲耳。

洪武から正統の初めにかけては、法律制度がよく行われ、沿海に不穏な動静は無く、毎年魚塩と農産物の交易が行われ、ともにその利益を享受していたので、香山の魚塩は府中の第一であつた。しかし、成化以後となると、塩額の方はなお旧来通りであつたが、定額として設定されていた河泊所下の六圖の里甲は、日に日に減少し、すでにそれ以前に合併されて一圖となつていたものも、現在では僅かに九甲が存するのみとなつた、という。ここでは「成化以後」が状況変化の節目として意識されているようだが、実際には、それ以前に六圖から一圖への合併が行われている。前引の魚塩の項の文章中に「自黃寇作耗及後逃亡、併為一圖」とあるので、これが正統13年（一四四八年）の黃蕭養の乱^⑩後のことであつたことがわかる。従つて蛋民の里甲の減少が顕在化してくるのは、實質的には、成化より弱干湖^⑪つた時期ということになる。法律制度がよく行われ沿海が平穩であつた時代を正統初めまでと見る時代認識は、ここに由来する。

以上、蛋民の戸数と里甲数の減少について述べてきた。ここで香山県の事例を整理すると左の如くである（表1）。

表 1

	戸数			
	二六二〇戸	欠	一八一戸	一一二〇戸
	(二二九二年)	(二四四八年)	(一四七二年)	(一五四八年)
	洪武24年	正統13年後	成化8年	嘉靖27年
里甲数	六區	一區	欠	九甲

② 魚課の虚糧化

既に述べたように、明代中期の成化年間ごろより、蛋民が海寇化したり、或は、埠を霸占する郷紳などの埠主の私的な支配の中に身を置くようになる傾向が強まってくる。こうしたなかで国家が蛋民に科派していた魚課は、納入されなくなり、魚課の所謂虚糧化という問題が生じる。明朝国家にとって、蛋民からの魚課徴収は、蛋民を国家支配に繋ぎ止めておくための媒介としての意義を持っていたと思われるが、蛋民は国家への魚課納入を停止することによって、国家支配の枠組の中から離脱していくことになる。

明代の魚課については、中村治兵衛氏⁽¹⁾に精緻な研究がある。それによれば、「明代の魚課は魚税ともいわれ、河泊所が漁戸より徴収する漁業税をさすが、徴収する物品は時代と地域によって異り複雑である。即ち魚課錢鈔といわれる貨幣（錢鈔銅錢）、魚課米湖課米といわれる米（穀物）のほか魚油・魚鱠という水産加工物、翎毛という水鳥の羽根、さらに乾魚・鱈魚、鮓魚などの魚類等に及んだ。しかも時代により、これらのものは他のもの、桐油、黄麻、白麻、鉄、銅、漆もしくは銀に振替換算して徴収納入（折収・折納）するに至った」と説明されている。さて、蛋民の「逃亡」によってこの魚課に滞納が始めると、その分は蛋民の里甲内の残存する成員に転嫁される。しかし、この転嫁は、蛋民の「逃亡」に拍車をかけ、魚課の新たな滞納を生むという悪循環を引き起こし、魚課の虚糧化が進行する。それが決定的に深刻な段階に達すると、一定の抜本的な対策が講じられ始める。それには、約そ二つのパターンがある。一つは、本来の負担者である蛋民からあくま

で徴収していこうとするもの。他の一つは、蛋民からの徴収を断念し、蛋民以外の存在に転嫁していこうとするものである。前者は香山県と東莞県が、後者は順徳県が実施している。今その内容を見ていくことにしよう。

香山県では、明初の洪武24年以來、魚課米・魚油・魚鹽の三種が魚課として科派されていた。同県志、卷之二、民物志第二、雜賦の項下には、それらの定額数が掲載されている（後掲表2参照）。しかし、明代中期の成化年間ごろになると、蛋民の戸数や里甲数の減少が目立ち始め、それにつれて魚課の虚糧化も深刻化してくる。魚鹽の項には、蛋民の里甲数の減少を伝えた前引部分に続けて、

歲辦魚油・翎・鰓料銀、前項課額歷年無徵。

とあり、「見今」嘉靖27年時点では、魚課のうち、魚油・翎毛・魚鰓は、前項（雜賦の項であろう）の課額が毎年徴収無しという有り様だという（ただし翎毛は雜賦の項などに定額数の掲載が無い）。そこで、提督糧儲道は情弊を査駁し、これを受けた知県鄧遷が以下のように情況報告を行った。まず、

本県沿海一帶腴田、各係別県寄莊。田歸豪勢、則田畔之水埠・海面之罾門、亦將併而有之矣。又、西北連新順參錯之交、東南巨大洋絶遠之際。蛋民多無戶籍、課米不係收除。固官府之追徵莫究、亦天地之形勢使然。

とある。本県沿海一帶の肥沃な田は、各々他県の不在地主（寄莊）のものである。田が「豪勢」に帰すると、彼らは田畔の水埠や海面の罾門をも併せて所有しようとする。また、県の西北方は隣県の新会県や順徳県の領域が錯綜する県境地帯であり、東南方には果てしない大海が広がっており、蛋民は多くが戸籍を持たず、魚課米については徴収或は免除という官の取り扱いに関わろうとしない。固より官府の追徴が徹底して行われないのも、「天地之形勢」がそうさせているのだ、という。ここでは蛋民への魚課追徴が困難な背景が二点指摘されている。第一は、「豪勢」が水埠や罾門を霸占していたという点であり、第二は、蛋民の活動空間が一般の陸上民のそれと違って大海の真只中など特殊であったという点である。しかし知県の鄧遷は、魚課の虚糧化解決のため、あくまで蛋民から徴収していくという方針を取り、次のように続ける。

今清查課額、在勘復罾門。合候允日、遵照本道前駁明文、乞委官周行。本県西北沿海一帶、東南谷字・黄梁等都図海面、逐一查勘。各蛋戸各承豪勢罾門、尽数查出、分派前課。中或奸頑不服、就查没入官、另招該都図排年承頂稅額。完日造冊通詳。仍乞查將前項課米、照依官米折京每石派銀二錢五分事例。通年本県徵完、解赴上司、充作軍餉。

現在、(各蛋戸の)魚課の定額を明確にし、鬻門を調査のうえ(蛋戸に)回復させているところである。裁可の日を待たねばならぬが、提督糧儲道が以前査駁した明文通り、官に委ねて周く行わせることをお願いする。本県西北の沿海一帯や東南の谷字・黄梁などの都図の海面は、一つ一つ調査を行っている。各蛋戸はおのおの「豪勢」の鬻門を引き受けて(租佃して)いるが、これを残らず調べ出し、従前の魚課をそれぞれ科派していく。ただ中にはこれに従わない「奸頑」もおり、その場合には直ちに官に没収して、別途その都図の「排年」を招いて税額を引き受けさせている。以上の措置が終了し次第、冊籍を編造して御報告する。なお前項の魚課米は、官米折京每石派銀二錢五分の事例に準拠し、毎年本県が徴収し終えれば、布政使司に送り、軍餉に充当することをお願いする。以上のように、知県の鄧遷は、虚糧化した魚課をあくまで蛋民から徴収してこうとするが、それに先立って、蛋民が「豪勢」の霸占する鬻門を租佃している実態を調査し、「豪勢」に霸占を解除させたうえで、蛋民に鬻門の利用を回復させていくという作業を進めている。ここでの蛋民はすでに官の把握の下から離脱して「豪勢」の私的な支配の中に身を委ねており、知県の鄧遷は、上述の作業を踏まえ蛋民に再び魚課を科派していくことを通じて、蛋民を国家支配の枠組の中に引き戻そうと試みたのである。しかしながら、魚塩の項の末尾に加えられた付言においては、海寇的な武装集団が一定の武力を背景に霸占を続けることが述べられており(後述)、現実には「豪勢」に霸占を解除させることは容易ではなかった。

香山県とはほ同様の施策が取られたと思われるのが、東莞県である。天順『東莞旧志』卷三、河泊所(4)の条に「專管邑境蛋戸、歲徵魚課、除翎鰓外、供徵糧米。洪武間旧額、每歲魚課米二四六九石一斗、鈔一〇一錠三貫一〇〇文、魚油折収魚線膠七六斤」とあり、東莞県では洪武年間以来、魚課として翎毛・魚鰓・魚課米・錢鈔・魚線膠(魚油の折収)が科派されてきた。ところが崇禎『東莞県志』卷五十、宦績略、李性に、

時海利入勢豪、性奪而帰之蛋民。

とあり、嘉靖3年に東莞県知県に着任した李性は、「勢豪」に独占されていた「海利」を奪って蛋民の手中に帰したという。詳細は不明だが、東莞県でも嘉靖初年に前述の香山県とはほ同様の政策が行われていたものと見られる。

以上の香山県・東莞県の事例は、虚糧化した魚課をあくまで蛋民から徴収してこうとするものであったが、次に、蛋民以外の存在に転嫁する場合を見よう。順徳県にその事例を見出せる。万曆『順徳県志』卷之三、賦役志第三、魚課米に、

自洪武中遣官点視、遂為額。逃絶者多、課額皆責存者。成化後、稍更定。今其籍、水図一百七十二戸。水図蛋人。米一百七十六石六斗一升九合七勺奇。岸図二千二百奇七戸。岸図謂里甲。米一千一百八十八石九斗三升七勺奇。或成化所定也。

とある。順徳県の魚課米は、洪武年間に官を派遣して調査させて以来、定額が設定された。しかし、その後「逃絶」する者が多く、課額は皆残存する者に割り付け、成化年間後にはやや改定を行ったという。そして「今」（万暦13年）同県志刊行年）では、魚課米負担者の籍として、「水図」と「岸図」の二種があるとして、それぞれの戸数と課額を記し（後掲表3参照）、これが成化年間に定められたものであらうと推定している。ところで「水図」は蛋民の籍であるが、「岸図」とは何であらうか。後文に、

皆長河船夫、朝廷令舟楫自奕。謂漁舟也、長河任載之舟。豈漁人逃絶而遂以当之乎。

とある。「岸図」は皆長距離水運の船夫であり、「朝廷」は各船隻に自主納入を行わせている。漁船と言いなながら、其の實、長距離輸送を行う水運船である。漁民が「逃絶」したからといって遂にこれに（魚課米を）割り付けてよいものだろうか、という。以上から、順徳県では、長距離水運に従事する船夫を「岸図」に編成し、虚糧化した魚課の負担をこれに転嫁していったことがわかる。

③ 河泊所の整理

官の蛋民把握や魚課徴収が困難となるにつれ、それらを主たる業務としていた河泊所も、次第にその存在意義を失い、改廃等の整理を受けざるをえなくなる。康熙『東莞県志』卷三、坊都の蛋社の項は、明初における蛋社と蛋民の里甲の編成にふれたあと、「其後裁革所管、帰課于県、而社如故」と述べ、その後河泊所による蛋社と蛋民の里甲の管轄を廃止し、魚課徴収の業務を県に移管したが、蛋社自体は維持されたことを伝えている。魚課徴収の業務が県に移管される例は、香山県でも確認される（前引の知県鄧遷の文章）。さて、このように河泊所の業務が縮小してくると、河泊所の建物自体が廃棄される場合も出てくる。例えば、嘉靖年間の香山県では、河泊所の建物は廃棄され、来任した河泊所官は民家に寓居したという

（嘉靖『香山県志』卷之三、政事志第三、公署、河泊所）。また、万曆『新会県志』卷之二、公署の河泊所の項には、洪武14年河泊所大使の喬務が建造した河泊所について「今廢」とあって、事態が香山県と同様であったことが窺える。以上に見られる河泊所整理の趨勢は、明朝国家の蛋民支配が弛緩してきたことを象徴的に示すものだったと言えよう。

4 埠の覇占

前項では、明朝国家の蛋民支配の弛緩を示すと見られる幾つかの事象について検討してきた。既に述べたように、これらの諸事象はいずれも、究極的には、蛋民が国家支配の粹組から離脱していく所から生ずるものであった。さて、国家支配の粹組から離脱した蛋民は、新たに如何なる場に身を置くこととなったのだろうか。既に蛋民の海寇化についてはふれたが、この他、蛋民が郷紳などの埠主による私的な支配の粹組の中に入って行くケースも多かったと思われる。その支配は埠の覇占に基くものであった。そこで本項では、その実態を明らかにしていこう。

① 覇占の主体

まず、埠の覇占が如何なる存在によってなされたのかを検討しよう。埠が覇占されていくという事態は、珠江デルタの各県で確認される。新会県・香山県・東莞県に関しては、前項すでに言及しているが、それ以外の順徳県や新安県でも同様の事態が見られた。新安県については後述するとして、ここでは順徳県の場合を取り上げよう。万曆『順徳県志』卷之三、賦役志第三の魚課米の項に、まず「夫漁業有浮実。乗潮撿取、若棹艇往来、浮業也。繪門・禾虫阜之類、実業也」とあって、漁業には不特定の水面を移動しながら操業する「浮業」と繪門や禾虫の阜（＝埠）のような特定の場で定着的に操業する「実業」の二種があるとしたうえで、

邑中実業、尽入豪宗、利役貧民、而不佐公家之賦。今不欲更而張之、与小民争一手一足之利。并度豪宗甚非計也。と述べる。県内の「実業」は尽く「豪宗」の手中に入り、「豪宗」は貧民を使役するのを利として、国家の税糧増収に寄与

しない。現在も頑なに態度を改めず、「小民」と僅かな利を争っている。(官は)同時に「豪宗」対策を練っているが、良策を得ていない、という。以上のように、順徳県では、「実業」に含まれる各種の埠は、「豪宗」によって霸占されていた。他の諸県でもほぼ同様の事態があり、埠の霸占の主体は、「豪猪」(新会県)「豪勢」「豪右」(香山県)「勢豪」「土豪」(東莞県)「豪強」(新安県)などと表現されている。これらはいずれも地域の有力者を意味するが、その中核をなしたのは、科挙官僚身分を有する郷紳であった。例えば、香山県の「豪勢」「豪右」とは、後述するように具体的に郷紳を指しており、また、新安県の「豪右」も、同文中に「仮宦勢雄」とあるところから、やはり郷紳であつたらうと想定される。さらに清代の雍正年間の史料になるが、『宮中档雍正朝奏摺』第15輯、雍正7年11月24日の広東巡撫傅泰の奏に「查、沿河各州県、有魚・筲・鴨埠等項租銀。向來、或為神廟香燈祭祀之用者有之、或為紳衿・豪棍佔收者有之」とあり、「紳衿・豪棍」が魚・筲・鴨埠などの項の租銀を「佔収」していたことを伝えている。

ところで、埠の霸占は、郷紳などの地域の有力者がその家や宗族を動員して行う場合の他に、「奸人」などと表現される地域の民衆が直接の実行者となつている場合が見られた。これを東莞県の東南に隣接し(万曆元年東莞県から分県)外海に面した新安県の事例から、窺つてみよう。康熙『新安県志』田賦志、卷之六、魚課に、

乃近來海面一帶、半為奸人投獻之資。古王政沢梁無禁、今豪右之勢間諸海濱矣。如分流湖一海乃新安諸水瀦滙之区。秋杪、邑民採捕黃花魚、以為完課糊口之需。而異豪謀出海稅、欲攘而有之、且瞞控當道、指使衙官、以刑威逼劫之。知縣周希曜嚴禁侵奪、將投獻者徑置之法。海濱之民得以守嘗利矣。

とある。最近海面一帯は、半ば「奸人」の投獻の資となつている。古の王制では「沢梁」に禁令は無かつたが、今では「豪右」の勢力が諸海浜に及んでいる。分流湖の一海は新安県を流れる諸水が集まる所で、秋には県民が黃花魚を採捕して魚課納入や生計維持の必要に当っている。ところが「異豪」は謀つて官に魚課(「海稅」)を納入し、ここを奪つて所有しようとする。同時に当局に虚偽の申請をし、地方官を操縦して、警察力を背景に漁民や蛋民を漁場から締め出そうとする。知県の周希曜⁽⁴⁶⁾は、「豪右」の「侵奪」を嚴禁し、投獻する者に直ちに法を適用したので、「海濱之民」は旧來の利を守ることができた、という。以上から、新安県でも「豪右」による海面の霸占が進行したことを知りうるが、その基底には、「奸人」が海面を「豪右」に投獻するという動きが広範に存在しており、明末崇禎年間の知縣周希曜はこれを厳しく取り締らねばならな

かった。

ここで、この投献の具体例を示すと見られる事例を取り上げてみよう。東莞県の東江河口部に位置する鰲台の宗族王氏の族譜たる『鰲台王氏族譜』は、巻之五、伝文に、族人で万曆31年の挙人である王昨非の「孝廉昨非公伝」という伝を掲載している。彼の玄孫の手になるこの伝は、まず彼の人品を「性廉介、而篤於孝。（中略）遠近咸以孝称焉」と称え、次いで「至於鄉曲事、無論大小、咸喻以理、有不平者、輒面斥其非、強横者愧屈、而風俗為之一變」と言い、彼が郷里の様々な問題の解決に卓抜した指導力を發揮し、郷里の人々に大きな感化を及ぼしたことを伝えたあと、さらに続けて、

吾郷枕近海濱、魚塩蟹蛤、貧者恒藉以為生、每為土豪霸占所苦。時有以海利啖公、公謝不受。謂、瘠人肥己、我素不為、奈何与困乏人争蠅頭利哉。自立卓卓如此。

と述べる。我が郷里は海濱に面し、「魚塩蟹蛤」は「貧者」が恒に生計を立てる依り拠としているが、いつも「土豪」の霸占に苦しめられている。ある時「海利」を公に提供しようとする者が有ったが、公は謝辞して受け入れなかった。謂うことには、人を瘠せさせて己を肥やすなど、素より私の為さざる所であり、どうして貧窮な人と僅かな利を争うことがあるのか。高潔さを持つること此の如くであった、という。これは、王昨非がある人物からの「海利」提供の申し出を固辞したという逸話である。ここでの「海利」提供の申し出が単なる贈与を意味するものでないことは、もし彼がそれを受け入れれば「困乏人」から「海利」を奪うことになることから明らかで、投献という言葉こそ用いられていないが、まさに投献そのものであったと言えよう。王昨非自身はこの申し出を辞退したのだが、彼のこの行為が賞賛の対象とされていることは、逆に一般の「土豪」の多くが容易に投献を受容していたことをよく物語っている。

埠の霸占の現場においては、官の制裁に抵抗したり他の對抗勢力（蛋民・漁民を含む）を排除したりする必要から、一定の武力が行使されるのを常とした。嘉靖『香山県志』の魚塩の項には、

吾邑海濱可以設罾門者、豪右侵軼之日久矣。艦舸連雲、金鼓鏗鏘。官軍近之、輒毒以強弩、曰吾受鄉縉紳之命者也。殺人奪貨、莫敢誰何所。官穢魄自竄、民間惴惴不自保。況敢徵魚課乎。

とある。我が県の罾門設置可能な海濱は、「豪右」が侵奪して日に久しい。巨艦を雲のように連ね、鐘鼓を打ち鳴らす。官軍が近づこうものなら、強弩を用いて危害を与え、「我々は郷の縉紳の命を受けた者だ」と称する。人を殺し金品を奪って

も、決して追求されることがない。官は恐れおののいて自ら逃げだし、「民間」もびくびくして自力で守ることもない。まして魚課を徴収などできようか、という。以上のように、香山県では、海寇と見做してもよいような武装集団が、武力を行使して官軍に抵抗し郷民を威嚇しつづ、埠の霸占を實行していた。そのさい彼らは郷紳の命を受けていると称しており、彼らが郷紳の傘下に行動していたことがわかる。従って同文中の「豪勢」とか「豪右」は、具体的には郷紳を指していることになる。ところで「豪右」に海面を投献していた新安県の「奸人」も海面を霸占する直接の實行者であつたわけだが、その実体は、ここに見られるような武装集団ではなかつただろうか。海寇的であつたか否かはともかくとしても、「奸人」が海面の霸占を實行するさい、一定の武力を行使していたことは間違ひなからう。

埠の霸占には、一定の武力の行使以外に、一定の政治力の行使をも不可欠とした。官の取り締りに掣肘を加えたり、或は、官に対する埠の所有権の取得（官の冊籍への登載）申請を有利に進めようとしたりする（後述）さい、地方官を動かすなどの政治力が必須となつた。そこで、概して政治力に乏しい「奸人」は、埠を「豪右」に投献することになる。即ち、「奸人」は霸占の實行に及んだ埠を形式的に「豪右」に委譲し、「豪右」には名義上の所有権を得させ、自らは一定の權益を留保するのである。この投献を通じて、「奸人」は「豪右」から一定の政治力を引き出すことが可能となる。前引の康熙『新安県志』の文中に「異豪……瞞控当道、指使衙官、以刑威逼劫之」とあつて、「奸人」から投献を受けた「異豪」は地方官を操り警察力を動かすという形で政治力を行使している。政治力の行使という点で最も有利な位置にいたるのは、官府を把持する郷紳であつた。従つて「豪右」は単なる地域の有力者ではなく、すぐれて郷紳でなければならなかつた。

以上に見て来た所から明らかなように、埠の霸占を實現するには、一定の武力と政治力が必要であつた。結局、「奸人」と「豪右」とは、投献という關係を媒介にして提携し、「奸人」は一定の武力を、「豪右」は一定の政治力を持ち寄り、共同で埠の霸占を遂行したのだと言えよう。この限りでは、埠の霸占の主体は「豪右」一個ではなく、「豪右」と「奸人」の両者であつたと言わねばならない。

② 霸占の様態

ここでは埠の霸占が具体的にどのようなかを検討しよう。まず、埠の霸占は、一般に、土地の取得を契機として、それに随伴して行われることが多かった。例えば、既に引用した嘉靖年間の香山県知県鄧遷の文章によれば、香山県では他県の不在地主（「寄莊」）が沿海一帯の「腴田」を取得すると、同時に「田畔之水埠・海面之罾門」を所有しようとしたという。また、次に取り上げる崇禎年間の新安県知県周希曜の文章中に「倚地利之便」とあつて、海浜に土地を有する者がその地先の海面を霸占していったことを窺わせる。この動きは、資源という観点から見ると、資源の獲得を陸の領域から水の領域へと空間的に拡張していかうとする動きであつたと言えよう。

かくして埠の霸占という事態が生ずることとなるが、埠の権利は官に所有権の取得（官の冊籍への登載）申請をして認可されることにより、はじめて安定化しえた。嘉慶『新安県志』卷之二十二、芸文志、条議、知県周希曜条議の一項「禁豪強以惠漁蛋」には「乃豪有力者、或倚地利之便、或假宦勢之雄、指一海面捏両土名、藉此繪門截彼魚埠、漫影図占、罾網混侵。蛋戸畏焰返棹、漁民懼禍罷繒。是以、海洋之利悉飽豪右之腹」とあり、その申請にさいしては、一つの海面に異なる土名を捏造するとか、或は、魚埠の側のすでに取得済みの繪門に託つけるといった手法が弄されている。これらは、沙田の所有権を取得するために用いられた手法と非常に類似している（第一節参照）。さて、官は埠の所有権の取得を認可すると、それを証明する一定の「公扱」を發給した。例えば、新安県の宗族黃氏の族譜たる『黃氏族譜』卷上、譜序には「（精精）及長遊庠、序拳明經。見俊祖置立南頭暗下及各海島等処魚埒鱗鮮游泳不匱、一日語兄智明曰、吾輩承祖俊興之業、奄有魚埒、豈可輕棄為他人有。時同鄉陳氏互爭諷。兄赴京陳奏、得使県付給。宣徳八年、東字一百二十四号、勘合公扱、出納課米、以永厥業」とあり、県の生員であつた精精は祖の俊が「置立」した南頭の暗下や各海島などの処の魚埒を資産として継承していたが、郷の陳氏との間に争訟が起こり、兄智明が京師に赴いて陳奏したことにより、宣徳八年「東字一百二十四号」という字号の「公扱」を得ることができたという。こうした「公扱」を得た埠の所有者を埠主と称した（外海では、海主・港主）。埠主は官に対しては魚課を納入した。精精も「公扱」にもとづき、魚課米を納入している。埠主の官への魚課納入に関しては、後引の史料中にも言及されているが、官にとつてこれは明代中期以来虚糧化していた魚課を補填するものとなつた。

さて、埠主は霸占した埠から如何なる形で「海利」を収取したのでろう。蛋民・漁民といった漁業者が埠主である場合、無論彼らが自ら直接に埠を利用することとなるが、これまでの考察から明らかなように実際にはそうしたケースは稀で、埠主の大部分は郷紳などの地域の有力者が占めた。彼らは、一般には、埠を蛋民・漁民に租佃して租銀を収取するという形を取った。屈大均『広東新語』卷二十三、介語、白蜆に「凡取蜆之蛋曰蜆笏、取蝦之蛋曰蝦籃。其富者、則出洋皮取大魚。蜆之利以白蜆塘為最。豪右家擅奪海中深澳以為塘。白蜆之所生、或多或少。視其人造化所至、蛋人佃其塘以取白蜆、亦復如之。故諺曰、今年白蜆多、蛋家銀滿笏」とあり、蛋人は「豪右家」が「海中深澳」を擅に奪って造成した白蜆塘を租佃して（「佃」）白蜆を採取していたという。埠を租佃した蛋民・漁民が埠主に租銀を納入していたことは、清代雍正年間の史料『宮中檔雍正朝奏摺』第2輯、雍正2年6月24日の両広総督孔毓珣の奏に「向有豪強・地棍認納漁課、霸佔海面、号为海主・港主。凡出入漁船、認納租銀、方得採捕」とあるのに示されている（ただし孔毓珣は外海について述べているので、埠主ではなく海主・港主となる）。蛋民・漁民は本来「海利」の全部分を直接的に享受していたと思われるが、埠が霸占されてくると、埠主との租佃関係の中に身を置くことを通じて「海利」の一部分を確保できるのみとなった。『広東新語』卷十四、食語、舟楫為食に「按、吾広多雜食物、而水居尤易為生。顧禾虫之埠・蟪蜆之塘、皆為強有力者所奪、以漁課為名、而「強有力者」が禾虫の埠や蟪蜆の塘を全て奪い、魚課納入を名目に、東西両江を区画して占拠してしまつたため、「貧者」は余潤にうるおされず、「蜆笏」とか「蝦籃」と呼ばれる蛋民の場合も、蜆や蝦はごく僅かであつても全て「主」たる所があるという。そのため蛋人は、「海利」そのものは豊かであるにもかかわらず、「海利」を「人」（埠主或は埠主との租佃関係）から得て「天」（天地自然）からは得られないこととなつた。

おわりに

本稿を閉じるにあたり、沙田・鴨埠・魚埠の各節で述べた所を要約し、最後に全体的な総括をしておきたい。

沙田とは、デルタ河口部の海域において海中から浮張して生成する土地を言う。明代中後期、沙坦に蘆や荻を植え泥沙を堆積させるといふ方法で沙田生成の加速化が図られていた。沙田農民は、二月下旬から五月下旬にかけて船上生活をしながら

ら種稲を行い、七八月には各種の水産物を採捕して副収入とし、八月十月に収穫した。明代後期には、「其利頗多」とされた沙田をめぐる争訟が頻発していた。この争訟にさいしては、同一の沙田に対し異なる沙名を立てたり、母沙の裙に浮生した子沙を奪うなどの方法が弄された。沙田の争奪を有利に進めていたのは、郷紳などの地域の有力者であったが、郷紳の場合、それを直接に実行していたのは、郷紳権力を構成した「子弟・僕従」「戚属・奸徒」であった。

鴨埠とは、蟛蜞（どろがに）の生息する田溝や落穂の存在する田中など、鴨を飼育することが可能であるような一纏まりの場を指していると考えられる。「畜鴨之民」は養鴨艇で水上を縦横に移動しつつ、この鴨埠において畜鴨を行ったと見られる。「畜鴨之民」に対し洪武年間以来埠主（「畜鴨之民」を統御）と図（地域区画。畜鴨は各自が属する図の範囲に限定される）を要とする「鴨埠之制」が施行され、鴨埠米の徴収と鴨埠利用の秩序維持が図られていた。この「鴨埠之制」は、成化年間ごろから解体し始め、正徳年間に一時回復が試みられるが、その趨勢を押し止めることはできなかった。これを解体に導いた原動力は、図という空間的制約を突き破ってより広い範囲で自由な畜鴨を行おうとする「畜鴨之民」の欲求にあった。彼らは自らの目的を達するために、郷紳の家と結び付いてそれを窩主とし、その勢威を後循に活動した。一方、郷紳の家はこれを受け入れ「畜鴨之利」の一定部分を収取しようとした。

沙田は水の領域内にできた陸の領域の一種の飛び地であった。鴨埠は水の領域との臨界域に存在するものであった。これに対し漁業に関わる各種の埠は、水の領域そのものの資源空間であり、魚埠（漁場となる海面・河面）、罾門（四つ手網）、魚苗（稚魚）、蠓（殻）・蟪・白蜆（ともに介類）、禾虫（虫類）の各埠があった。これらの埠を利用して漁業を営んでいた者に蛋民がいるが、彼らは明初の洪武年間、河泊所の管轄下に、里甲に編成され、魚課の徴収を受けていた。この里甲制を中心とする明朝国家の蛋民支配も、成化年間ごろから次第に弛緩し始める。それは以下の諸点から窺われる。第一に、官の把握する蛋民の戸数、蛋民の里甲数が減少してくる。第二に、魚課の所謂虚糧化という問題が生じる。これを解決するため、香山県と東莞県では、虚糧化した魚課をあくまで蛋民から徴収していくという策が講じられた。その前提として、両県は郷紳などの地域の有力者に奪われた「海利」を蛋民に回復していくという措置を取っている。この他順徳県では、蛋民からの徴収を断念し、長距離水運に従事する船夫を「岸図」に編成し（一方の蛋民は「水図」とされた）、虚糧化した魚課をこれに転嫁した。第三に、蛋民把握や魚課徴収を任とした河泊所が、業務の縮小、さらには建物自体の廃棄という形で整理され

た。以上のように明朝国家の蛋民支配が弛緩してくる一つの重要な背景として、埠が郷紳などによって霸占され、蛋民が国家支配の枠組から離脱して埠主の私的な支配の枠組の中に身を委ねていくようになるという事態があった。埠の霸占は、「豪右」などと表現される、郷紳を中核とする地域の有力者によってなされた。しかし新安県では、その基底に、「奸人」と言われる地域の民衆が埠の霸占の直接の実行者となり埠を「豪右」に投献するという動きが広範に存在していた。一般に埠の霸占には一定の武力と政治力の行使が必要であり、「奸人」と「豪右」とは、投献という関係を媒介にして提携し、前者が武力を後者が政治力を供与し、共同で埠の霸占を遂行していたと言えよう。埠の霸占は、土地の取得を契機にその地先の埠を霸占するという形で進められることが多かった。埠の権利は官に所有権の取得申請をし認可されることで安定化しえたが、そのさい一つの海面に異なる土名を捏造するとか、すでに取得済みの繪門に託つけるといった手法が弄された。官から所有権を公認され一定の証明書を発給された埠主は、官に対して魚課を納入した。一方、埠主は埠を蛋民や漁民に租佃して租銀を徴収するという形で「海利」の収取を図った。

以上が本稿で述べたことの概要である。沙田・鴨埠・魚埠は、水の領域ないしはその近傍に存在する資源空間であった。そこは官の冊籍への記載がなされていない無主の場であることが多かった。明代中期以降、これらの場において、開発や霸占などの形で資源の獲得をめざす動きが活発となった。この動きは、主として郷紳の家とその外縁に位置する地域の民衆によって担われていた。後者の具体例として①沙田の争奪を實行していた「戚属・奸徒」、②図の制約を越えて畜鴨を行った「畜鴨之民」、③魚埠の霸占を實行していた「奸人」らが挙げられる。彼らは科挙官僚身分を有する郷紳（やその子弟）と結び付き、その政治力を後循として巧みに利用しつつ、資源の獲得を進めたのだと言えよう。その場合、究極的には、③で見られたように、郷紳への投献が行われたのではないかと思われる。ところで彼らのこうした動きの背景には、明代中期以降のこの地域における人口過剰に起因する一定の資源危機が存在していたものと想定される。最近、葉顯恩氏は明清期のこの地域の人口動態を検討し、明代中後期に見られる人口に関連する社会経済の動向（沙田の大規模な開墾、商業的農業の興起と初歩的發展など）を合わせ考えることにより、一定の人口増加を見て取ることは困難ではないとしている。史料制約もあって十分な数量化は今後に俟たねばならないが、18世紀乾隆期の人口爆発のみに目を奪われることなく、明代中後期段階をも射程に入れて人口動態を考えようとするとその氏の視角は支持されるべきであろう。東南諸省からの華僑の流出が目立ち始

めるのがこの時期であり、江南デルタに次ぐ経済的な先進地域である当地域の人口増加は、すでに一定の社会変動を引き起こしうる規模に達していたと見るべきである。さて、郷紳の家は自らが資源の獲得に乗り出したほか、彼らの武力に依拠しつつ資源の獲得を実行させ、魚埠の場合に見られたように、投献を受容し名義上の所有権を取得することにより、資産の集積・拡大を図ったものと見られる。そして郷紳はこの過程を通じて地域支配を強化し、「鴨埠之制」や蛋民の里甲制の解体に見られる如く、徐々に国家支配を後退させていったものと思われる。資源の獲得をめざす動きが陸の領域から水の領域へと空間的に拡張して行く中で、水の領域を生きる場とした蛋民の「海利」は陸上民（上述の郷紳の家とその外縁に位置した地域の民衆）によって奪われていった。このことは蛋民＝水上民の社会に一定の変容をもたらさずにはおかなかった。これが次の検討課題となる。明代中期以降の中国社会を特色づける一側面として、多数集団と少数集団（漢民族と少数民族、本地と客民、大宗族と小宗族など）の間における対立・軋轢という問題があるが、珠江デルタにおける陸上民と水上民の関係も基本的にはこの問題の一環であると言えよう。

註

(1) 周知の通り地域研究の重要性を説き、地域組織の空間的比較を行うための前提となる空間単位の画定を提唱した学者として、G. W. Skinner がある。氏は河川系に即して、全中国を七ないし八の「大地域」macroregionとその下の「亜地域」subregionに区画した（G. W. Skinner (ed.), *The City in Late Imperial China. Regional Urbanization in Nineteenth-Century China*. Stanford Univ. Press, 1977. 今井清一訳「中国王朝末期の都市——都市と地方組織の階層構造——」、『19世紀中国の地域の都市化』晃洋書房、一九八九年）。G. W. Skinnerの所論に関しては、斯波義信『宋代江南経済史の研究』汲古書院、一九八八年、の三〇—三三八頁をも参照。

(2) 宋元明清期の士大夫・郷紳に関わる近年の研究動向を整理した浜島敦俊氏は「日本における中国近世社会経済史研究が、地域史的特色を帯びるまでに発展した」と指摘し、最近の四川、浙東地区、広東を対象とする諸研究を紹介している（浜島敦俊「中国の郷紳」、『歴史研究の新しい波・日本における歴史学の発達と現状Ⅶ・一九八三—一九八七』山川出版社、一九八九年）。

(3) 日本側では、以下の諸研究がある。林和生「明清時代、広東の墟と市——伝統的市場の形態と機能に関する一考察——」（『史林』六三一、一九八〇年）、松田吉郎「明末清初広東珠江デルタの沙田開発と郷紳支配の形成」（『社会経済史学』四六一六、一九八一年）、同「広東広州府の米価動向と米穀需給調整——明末より清中期を中心に——」（大阪市大「中国史研究」八、一九八四年）、同「清代後期広東広州府の倉庫と善堂」（『東洋学報』六九一一・二、一九八八年）、西川喜久子「清代珠江下流域の沙田について」（『東洋学報』六三一一・二、一九八一年）、

- 同「順徳北門羅氏族譜」考(上)(下)、「北陸史学」三二・三三、一九八三・八四年)、「關於珠江三角洲沙田的“沙骨”和“鴨埠”(國際清代区域社会經濟史暨全國第四屆清史學術討論會提出論文、一九八七年)、同「順徳団練總局の成立」(「東洋文化研究所紀要」一〇五、一九八八年)、井上徹「明末清初、広東珠江右岸デルタにおける社賊・土賊の蜂起」(「史林」六五・五、一九八二年)、同「黃佐「泰泉郷札」の世界——郷約保甲制に關連して——」(「東洋学報」六七・三・四、一九八六年)、同「郷約」の理念について——郷官・士人層と郷里社会——」(名古屋大学「東洋史研究報告」十一、一九八六年)、同「宋代以後における宗族の特質の再検討——仁井田陞の同族「共同体」論をめぐって——」(同上十二、一九八七年)、同「宗族の形成とその構造——明清時代の珠江デルタを対象として——」(「史林」七二・五、一九八九年)、片山剛「清末広東省珠江デルタの図甲表とそれをめぐる諸問題——税糧・戸籍・同族——」(「史学雑誌」九二・四、一九八二年)、同「清代広東省珠江デルタの図甲制について——税糧・戸籍・同族——」(「東洋学報」六三・三・四、一九八三年)、同「清末広東省珠江デルタにおける図甲表の諸矛盾とその改革(南海県)——税糧・戸籍・同族——」(「海南史学」二二、一九八三年)、同「清末広東省珠江デルタにおける図甲表の諸矛盾とその改革(順徳県・香山県)——税糧・戸籍・同族——」(「中国近代史研究」四、一九八四年)、中生勝美「広東省の宗族と祖先祭祀」(「上智史学」三〇、一九八五年)、前田勝太郎「清代の広東における土客対抗について」(国士館大学文学部「人文学会紀要」十六、一九八四年)。中国側では、広東歴史学会編「明清広東社会經濟形態研究」一九八五年、明清広東省社会經濟研究会編「明清広東社会經濟研究」一九八七年(ともに広東人民出版社)の両論文集所収の諸論文のほか、重要な論著は多いが、詳しくは以下の研究動向紹介に譲る。鍾史声「明清広東社会經濟史的研究の回顧と展望」(「學術研究」一九八五年六期)、李慶新「近年来広東地方史研究概述」(「中国史研究動態」一九八六年五期)、薛惠引「近高年来明清時期広東地区經濟研究概述」(國際清代区域社会經濟史暨全國第四屆清史學術討論會提出論文、一九八七年)
- (4) 中山大学地理系・珠江三角洲研究叢書(三)「珠江三角洲水士資源」中山大学出版社、一九八八年、「中国自然地理圖集」地圖出版社、一九八四年、を参照。なお陳正祥「広東地誌」天地圖書有限公司、一九七八年、中国科学院《中国自然地理》編集委員会「中国自然地理」歴史自然地理、科学出版社、一九八二年、も参考になる。
- (5) 松田吉郎「明末清初広東珠江デルタの沙田開發と郷支支配の形成」(「社会經濟史学」四六・六、一九八一年)
- (6) 西川喜久子「清代珠江下流域の沙田について」(「東洋学報」六三・一・二、一九八一年)
- (7) 重田徳「郷紳支配の成立と構造」(岩波講座「世界歴史」十二、一九七一年、のち同著「清代社会經濟史研究」岩波書店、一九七五年、に収録)
- (8) 西川喜久子「關於珠江三角洲沙田的“沙骨”和“鴨埠”(國際清代区域社会經濟史暨全國第四屆清史學術討論會提出論文、一九八七年)なお本論文の重要部分は、氏の次の二論文においても言及されている。「順徳北門羅氏族譜」考(上)(下)、「北陸史学」三二・三三、一九八三、八四年)・「順徳団練總局の成立」(「東洋文化研究所紀要」一〇五、一九八八年)

(9) 西川氏は、明初から明末にかけての鴨埠の説明に霍翰の文章（『霍文敏公全集』巻之十下、両広事宜）を用いているが、概略的な叙述に止まっており、立ち入って検討する余地は残されている。

(10) 同前註（5）

(11) 同前註（6）

(12) 嘉靖「香山県志」巻之一、風土志第一、土田

(13) 陳邦彦は「詐冒」の具体的方法に言及していないが、最近の江南郷紳に関する浜島敦俊氏の論考「明末江南郷紳の具体像——南潯・莊氏について——」（『明末清初の研究』京都大学人文科学研究所発行、一九八九年）に、①郷紳の名で書帖を官府に送り何らかの請託をする②郷紳の名を騙って郷民を恐喝する、という内容の「假冒」なる行為が紹介されており、恐らく「詐冒」＝「假冒」であろうと思われる。なお②の場合、郷紳の名号を縫い込んだ旗幟を掲げるといったことがなされるのではあるまいか。

(14) かの霍翰は郷里に宛てた家書（『霍文敏公全集』巻之七下、書）の中で、郷里の「兄弟」による沙田の取得と経営を厳しく戒しめ、その文面を霍氏の「大宗祠堂」に貼り付けるよう命じており、そこで言われている「兄弟」とは明らかに同族内の族人を指している。また、当時の族譜にも、族人を指して「子弟」と称しているものが多い。

(15) 川勝守「徐乾学三兄弟とその時代——江南郷紳の地域支配の一具体像——」（『東洋史研究』四〇―三、一九八一年）

(16) 最近、井上徹氏は明代中期以降郷紳などが中心となって宗族の樹立を進めた過程を追求した論考を発表している。「宗族の形成とその構造——明清時代の珠江デルタを対象として——」（『史林』七二―五、一九八九年）

(17) 嘉靖「広東通志」巻第五十、列伝、名宦七、本朝下、曹瑠伝に「曹瑠、字仲玉、郴州桂陽人。弘治丙辰進士、累官工部郎中。正徳三年、来知広州。……海濱田産蚶蜆害稼。民養鴨飼之、称便。总督陳金議、猪鴨埠之旧以充軍餉、檄瑠規画之、即携行李一挑自隨巡行七邑」とある。

(18) 民国「開平県志」巻六、輿地略、物産、動物、鴨に「飼鴨者、編竹為排、横駕船面、容鴨五六百、曰鴨排。初飼以小魚蝦蜆、稍長縦之田溝、使食蚶蜆。及收割後、輪租于管田主人、食其遺穂糜粒。曰鴨埠亦曰鴨埗。鴨肥可食、乃出售」とある。

(19) 同前註（18）、陳銘桂（咸豊二年副貢）「荔莊隨筆」（宣統「東莞県志」巻九十八、雜録所引）。後者には「今制、鴨所食遺穂有埗。埗屬諸郷。畜鴨者、先与其郷租埗。至收割時、然後縦鴨食之。其食蚶蜆亦然。俗謂之清水埗。従無有為農害者。亦善法也」とある。

(20) 香港芸術館「珠江十九世紀風貌」香港市政局、一九八一年、八八頁

(21) 同前註（18）

(22) ガスバール・ダ・クルス著・日笠博司訳「十六世紀華南事物誌」明石書店、一九八七年

(23) 同前註（19）の陳銘桂「荔莊隨筆」

(24) 万曆「順徳県志」巻之三、賦役志第三、雜賦、魚課米に「鴨阜起於洪武永樂間、其図具在、雖非漁業、以之抵課有四善焉。免逋負一、去蝨

賊二、抑兼并三、弭暴乱四矣。因噎廢食則亦不察於民故哉」とある。

(25) 韓雍は、字永熙、南直隸長洲人。正統七年進士。成化元年左僉都御史を以て両広巡撫に任じ、六年右都御史に陞り、両広総督に任ず。十六年致仕(嘉靖「廣東通志」卷第十、職官表下、本朝、同上書卷第五十、列伝、名宦七、本朝下)。

(26) 曹珩は、字仲玉、湖広桂陽人。弘治九年進士。正徳三年より同六年まで広州府知府に任ず(嘉靖「廣東通志」卷第五十、列伝、名宦七、本朝下、光緒「広州府志」卷十七、職官表一)。

(27) 陳金は、湖広応城人。成化八年進士。正徳二年より同四年まで両広巡撫に任ず(嘉靖「廣東通志」卷第十、職官表下、本朝)。

(28) 吳廷拳は、字猷臣、広西蒼梧人。成化二十三年進士。弘治二年から同九年まで順徳県知県に任ず。また、弘治十八年から広東按察使兵備兼事に任じ、以後同副使、右布政使を歴任(嘉靖「廣東通志」卷第五十、列伝、名宦七、本朝下、同上書卷第十、職官表下、本朝、光緒「広州府志」卷十九、職官表三)。

(29) 魚埠は蔽密には漁業に関わる埠の一つだが、その代表例でもあるので本節の表題にあてることとした。

(30) 蟻(殻)、蝓、白蜆を撈採する場を埠と称していたことは、乾隆「新会県志」卷十三、附余志に「至蟻殻一項、生於内河海底。蛋民採殻、供燒灰砌壁之用、亦埠之一也」とあるのや、また「凡県属繪勞蝓蜆等埠……」とあるのなどに示されている。

(31) 蛋民の社会学的・人類学的研究には以下のようなものがある。一九三〇年代嶺南大学社会研究所に所属した陳序経・伍銳麟の両氏は、広州市沙南や三水などで実地調査を行い、報告書及びこれに基づく研究書を書いている(嶺南大学社会研究所「沙南蛋民調査報告」(「嶺南学報」三一、一九三八年)、陳序経「蛋民的研究」上海・商務印書館、一九四六年、伍銳麟「三水蛋民調査」清華印書館、一九四八年)。新中国成立後、蛋民研究の中心は香港に移り、五十年代から六十年代にかけて、B・E・ワード女史、可児弘明、E・N・アンダーソンらが香港で野外調査を行い社会人類学的な研究を進めた(尹慶保等編訳「従人類学看香港社会——華德英教授論文集」大学出版印務公司、一九八五年、可児弘明「香港の水上居民——中国社会史の断面——」岩波書店、一九七〇年、Anderson, E. N. Jr. 1970 *The Floating World of Castle Peak Bay*, Washington, D. C.: American Anthropological Association)。中国側での蛋民研究は事実上長く途絶状態にあつたが、近年中山大学(広州)の人類系の研究者達が調査研究を再開している(黄新美「珠江口水上居民(蛋家)的研究」中山大学出版社、一九九〇年)。以上の社会学的・人類学的研究に対し、歴史的視点からの研究として、日本側では拙稿「明代の広東における珠池と珠池盗」(九州大学「東洋史論集」14、一九八五年)、可児弘明「良賤制度下の蟻戸について」(「アジアの差別問題」明石書店、一九八六年)、中国側では呉建新「明清時期的広東蛋民」(「広東教育学院学報」一九八六年第二期)、同「珠江三角洲蛋民開發沙田的歴史活動」(同上、一九八七年第一期)がある。本稿と特に連するものは、呉建新氏の前者の論文である。一、明清広東蛋民の地理分布、二、明清広東蛋民的社会地位、三、明清広東蛋民的闘争活動という構成で、参照すべき点が多い。特に本稿では蛋民の海寇化について十分ふれる余裕が無かったが、氏の本論文の第三節はその欠を補ってくれるものである。なお七一年までの蛋民研究の学史を整理したものととして、小川博「中国史上の蟻——蟻(蛋)についての諸学説の沿革

について——」(一)～(四)、『海軍史研究』12、13、14、16、一九六九～七一年)があり、極めて有用である。

(32) 川勝守「中国封建国家の支配構造」東大出版会、一九八〇年、七三頁

(33) 中村治兵衛「唐朝の漁業政策と魚類の流通——唐代漁業史の前置——」(中央大学文学部『紀要』史学科二〇、一九七五年)、同「唐代の漁法と漁具——唐代漁業史の後章——」(鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢、山川出版社、一九七五年)、同「宋代の魚税・魚利銭と漁場」(中央大学文学部『紀要』史学科二八、一九八三年)、同「明代の河泊所と漁民」(同上、史学科二九、一九八四年)、同「明初の魚課と河泊所官の地域廻避」(同上、史学科三一、一九八六年)

(34) 漁具は21以上あるようなので、複数の漁具を組み合わせて一種類とし、計19種類に分類しているものようである。なお推測に過ぎないが、漁具による戸の分類は魚課を里甲を通じて科派するさいの科派基準として役立てるためのもではなかったかと思われる。

(35) 万曆『順德県志』卷之三、賦役志第三、魚課米

(36) 嘉靖『惠州府志』卷第十四、外志、猛蛋、『天下郡国利病書』第十九册、広東下所引の「惠州志」の文章

(37) 康熙『高要県志』卷之十九、外志

(38) 『天下郡国利病書』第十九册、広東下所引の「潮州志」の文章

(39) 康熙『高要県志』卷之七、賦役、戸口

(40) 黄蕭養の乱に関する研究は特に中国で数多いが、最近では山根幸夫「広東黄蕭養の乱」(『東方学論集』一九八七年)がある。

(41) 中村治兵衛「明初の魚課と河泊所官の地域廻避」(中央大学文学部『紀要』史学科三一、一九八六年)

(42) 鄧遷は、字于喬、福建閩人。挙人より嘉靖二十五年香山県知県に任ず(嘉靖『香山県志』卷之五、官師志第五、県官表、嘉靖『広東通志』卷第五十、列伝、名宦七、本朝下)。

(43) 香山県の寄荘戸については、川勝守「中国封建国家の支配構造」東大出版会、一九八〇年、二二〇頁参照。

(44) 本史料は前註(41)の中村氏の論文より転引させていただいた。中村氏に対し記して謝意を表する。

(45) 周希曜は、字道升、南直隸旌徳人。挙人より崇正十三年新安県知県に任ず(嘉慶『新安県志』卷之十四、下卷、宦蹟略)。

(46) 沙田において投献が行われていたことの概況を伝える史料に、万曆『新会県志』卷之二、食貨略の次の一文がある。「貨宝象山之下、昔皆滄海、民生其間、不為波臣者幾希。今則淤為沃壤、望不可極。厓門以内、猶然浩渺、歲受西水、種荻積汚。目為浮生、鼓之以猷。投、仮之以科陞、豪門・貴客迭相爭奪」この部分はすでに前註(5)の松田論文が取り上げ検討している。

(47) 葉顯恩「明清珠江三角洲人口問題」(『清史研究集』六、一九八八年)

(48) 斯波義信「華僑」(『世界史への問い』3 移動と交流、岩波書店、一九九〇年)

(49) 郷紳の家が沙田・鴨埠・魚埠の三者において資産の集積・拡大を図っていた事実を一般的状況として伝えていると見られる史料を、ここで

一つ補っておきたい。本文中で、東莞県鰲台の宗族王氏の族人たる拳人王昨非が「海利」投献の申し出を辞退したという逸話を紹介した。この王昨非の同族に、弘治六年に進士に及第し、のち南京戸部尚書にまで陞り嘉靖二年に没した王梧山がいる。彼の清廉な人柄を顕賞した「梧山公神道碑」という墓碑銘（「鰲台王氏族譜」巻之四、墓誌、または王梧山の文集「梧山集」巻之一に収録。ともに広州中山図書館所蔵）に、「至粗衣糲食有寒士所不堪者。漁船・鴨埠・草洲之利、宦族或假以自殖。曰食祿之家而与小民争利、古人恥之。故子孫多循循寡過、父老識不識。僉曰居郷若梧山公可以無議矣」とあり、王氏一族の郷里鰲台では、「漁船・鴨埠・草洲之利」が「宦族」即ち郷紳の家の資産増殖のための手段とされていたという。「漁船」の利とは魚埠の利であると直ちに断定はできないが、本文中に述べたように、雍正年間の両広総督孔毓珣によれば、外海では（東江河口部の鰲台は外海にすぐ近い位置にある）海主・港主が出入する全ての漁船から租銀を徴収していた（この事実は明代にも遡ると思われる）というから、その蓋然性は非常に高いと言えよう。また、「草洲」は沙田のうちの所謂草坦を指すと見られる。

表2：嘉靖「香山県志」卷之二、民物志第二、雜賦、魚課米(㉑)・魚油(㉒)・魚鹽(㉓)
 (参考のため、魚課米(㉑)に、戸数・里甲数を対照して示す)

		魚 課 米	石 斗 升 合		戸 数	里 甲 数
洪武 24年	2 1 7 9. 3 2			蛋戸	2620	6 図
				業戸	欠	欠
成化 後	内 分 け	蛋戸	2 8 7. 2 4 3 (2 8. 7 3)	蛋戸	181 (成化8年)	1 図 (正統13年後)
			業戸	4 0 0. 4 7 (9 5. 6)	業戸	*1040
	計	6 8 7. 7 1 3 (1 2 4. 3 3)				
嘉靖 27年	(総計のみ、内分け無し) 1 2 4 2. 5 4 3			蛋戸	120	9 甲
				業戸	2534	34 図

(戸数・里甲数の典拠は、※を除き、他は全て魚塩の項による。表1参照。また、嘉靖27年の欄は、全て魚塩の項による)

㉒

		魚 油	斤 兩 錢 分 釐 毫	備 考
洪武 24年	3 2 6 8. 1 5 9 2			
成化 後	蛋戸	折鉄	1 6 1. 1 1 6 6 4 (8 6. 0 2 7 6 6 4)	
		*折銭	1 1 2 8 文 (6 0 3 文)	毎斤折銭7文
	業戸	折鉄	2 8 6 4. 1 4 2 (2 8 6. 0 7 5 2)	原文には「折銭」とあるが、「折鉄」の誤りであろう。
		折銭	2 0 0 5 2 文 (2 0 0 5 文)	毎斤折銭7文

㉔

		魚 膠	斤	兩	錢	分	釐	毫	備 考
洪武 24年		6 8 . 0 1 7							
成化 後	蛋戸	折魚線膠	8 . 1 5 6 2 1 5						(每)斤折錢272文
			(1 4 3 6 2 1 有奇)						
	*折錢	2 2 1 9 文						同上	
	*	(3 9 文)							
業戸	折魚線膠	2 9 . 1 3 4 5							
		(2 . 1 5 7 4 5)							
		*折錢	7 9 2 5 文						同上
		*	(5 8 7 文)						

注1 ㉔㉔の*印欄の数字は、原文には上がっていないものだが、文中の説明(備考欄参照)から補って算出した。

表3：万暦『順徳県志』卷之三、賦役志第三、魚課米

		戸数	魚課米	石	斗	升	合	勺	備 考	
水図		172	1 7 6 . 6 1 9 7						「水図蛋人」	
岸図	2207	内 分 け	繪米	1 7 .						
			箔米	1 5 . 7 6						
			榎米	1 . 3 5						
			輿販米	1 . 3						
			余米	1 1 5 3 . 4 2 0 7						
		計	1 1 8 8 . 9 3 0 7						「岸図謂里甲」	
総 計		1 3 6 5 . 5 5 0 4							每石加米8升奇	
		(1 0 9 . 3 0 4)								
			折銀	4 3 0 . 1 4 8 4					每石折銀3錢1分5釐	
				(3 4 . 4 3 0 7)						

注2 ()内の数字は、表2、表3ともに閏月の加算分である。